第２期新居浜市消防本部障がい者活躍推進計画

機関名	新居浜市消防本部
任命権者	新居浜市消防長
計画期間	令和７年４月１日～令和１２年３月３１日（５年間）
新居浜市消防本部における障害者雇用に関する課題	消防は特殊な職務であることから、新居浜市消防本部においては、これまで障がい者枠での採用を検討していない。今後についても、障がい者枠での採用については考えていない。ただし、在職中に疾病・事故等により障がい者となった者が在籍する可能性があることから、このような状況になった場合は、円滑な職場復帰のために必要な職場環境の整備等や通院への配慮、働き方等の取組を進める必要がある。
目標	
①採用に関する目標	消防吏員は障害者雇用率制度の除外職員であり、 今後も障がい者に限定した募集・採用を行うことは困難である。よって、採用に関する目標の設定はできない。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事課記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
１．障がい者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として消防総務課長を選任する。 ○障害者職業相談員の選任義務に関わらず、障がいのある職員が在籍した場合には、新居浜市総務部人事課に設置している相談員を、障がいのある職員の相談窓口として指定する。
２．障がい者の活躍の基本となる職	○障がいのある職員から従来の業務遂行が困難との相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
３．障がい者の活躍を推進するための環境整備・人材管理	○半期ごとに実施している人事評価の面談及び人事課の面談の際、障がいのある職員に対しては、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるにあたっては、障がいのある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
４．その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。